

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 20 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530056

研究課題名（和文） 新しい医療計画に基づく医療提供体制の構築

研究課題名（英文） Development of health care delivery system based on new prefectural health care plans.

研究代表者

石田 道彦（ISHIDA MICHIIHIKO）

金沢大学・法学系・教授

研究者番号：10295016

研究成果の概要（和文）： 第 5 次医療法改正による新たな医療計画の下での医療提供体制構築に関わる諸問題を検討するため、聞きとり調査などを通じて医療計画の策定過程を分析した。その上で、医療計画に基づく提供体制構築のための諸手法（規制、補助金、診療報酬による誘導、一定の医療機能の認定など）について検討を行い、「医療を受ける者の利益」の保護、増進の観点からこれらの手法を総合的に把握し、分析するという視点を提示した。

研究成果の概要（英文）： Health care reform legislation has made an effort to develop integrated health care delivery systems based on prefectural health care plans by regulation, financial incentives by grants and fee schedule and certification of qualified healthcare providers. They could be systematized as the approach to protect and promote patients' interests.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
2011 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会保障法

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：医療計画、医療法、医療提供体制

1. 研究開始当初の背景

第 5 次医療法改正により、医療計画では 5 疾病 5 事業に関して医療連携体制の構築が図られることとなった。しかしながら、自由開業制を基調とした医療提供体制の下では、連携体制の構築や機能分化は最終的には各医

療機関の判断に基づいて行われるため、医療計画が果たす役割は必ずしも明確なものとなっていない。本研究は、医療計画の策定過程及び医療連携体制構築の実態について調査、分析を行い、医療提供体制が有効に構築され、機能するための諸条件を明らかにすることを目的として開始された。

2. 研究の目的

第5次医療法改正により医療機関の機能分野と連携に基づく医療提供が標準的な医療提供の方法として位置づけられたことにより、疾病、事業ごとの医療体制を定めた医療計画の役割に注目が集まっている。本研究では、都道府県における医療計画の策定過程と医療連携体制構築の実情について調査、分析を行い、医療計画が有効に機能し、良質な医療提供体制が整備されるための諸条件を明らかにする。

3. 研究の方法

医療計画の策定と計画に基づく施策の実施状況を把握するため、複数の県の医療計画担当者から医療計画の策定や実施における課題について聞き取り調査を行った。その上で、都道府県の医療計画の内容について分析を進め、次のような観点から検討した。

第1に、医療計画に基づく医療連携体制構築のケーススタディとして、がん診療の連携体制について検討を行った。がん診療の提供体制については、がん対策推進計画やがん対策基本法に基づく各種施策が実施されており、これらの施策と医療計画との関連を踏まえて分析を進めた。

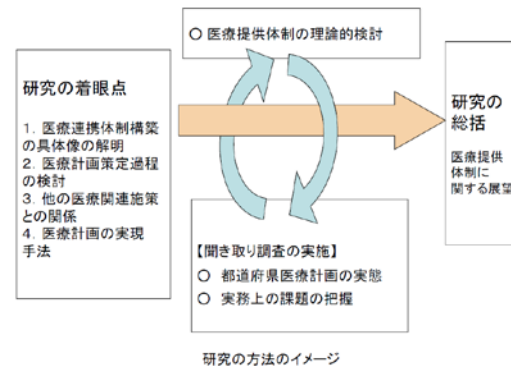
第2に、医療計画の策定過程という局面に関しては、他の医療関連計画との計画間調整という視点を設定して検討を進めた。

第3に、他の医療関連施策との関係を検討する具体的な題材として、医療機能情報提供制度の役割に着目し、分析を進めた。患者・住民への情報提供に関わる法制は、不当な内容の情報により患者に弊害が及ぶことを防止するために、長らく広告規制を中心とした制度として整備されてきた。これに対して、第5次医療法改正では、患者の選択の支援の観点から、行政が自ら情報を収集し、情報提供を行う制度の整備が進められることになった。同制度を中心に地域の医療機能に関する情報提供の仕組みを医療提供体制の整備を図る手段として位置づけて検討することにした。

第4に、医療計画に基づく医療連携体制の構築や医療機能の集約化の課題を達成する手法について検討を進めた。とくに医療提供体制の整備において重要な役割を果たしていると考えられる診療報酬と補助金に着目し、両者の役割と機能分担について検討を進めた。

第5に、上記の検討作業をもとに、研究の総括として、医療計画に基づく医療提供体制

の整備のあり方や、医療計画とその実現手法との関係について検討作業を行い、その法的な構造を把握する理論枠組みの構築を試みた。



4. 研究成果

主な研究成果として次のものがある。

(1) 第5次医療法改正に基づく医療提供体制の変化について検討を行い、研究成果の一部については、研究代表者が所属する日本社会保障法学会において学会報告を行った（「医療提供体制に関わる法制度の変化と課題—医療計画を中心に」2010年日本社会保障法学会秋季総会シンポジウム「医療制度改革の到達点と今後の課題」）。

この報告では、第1次医療法改正以降の医療計画の経緯、第5次医療法改正に基づく医療計画の内容、策定手続面での特徴、医療計画に基づく医療連携体制の構築における法的課題について検討した。医療計画に基づく医療連携体制の構築や医療機能の集約化といった課題は、自由開業制を基調とした医療体制の下では診療報酬や補助金による誘導を中心とした施策によって進められていることを確認し、医療計画と診療報酬や補助金の交付との連動性を高める可能性を検討した。

第5次医療法改正による医療提供体制の変化については、その後の進展も含めて、さらに理論的な検討を進め、研究成果の一部を公表した（「医療提供体制」日本社会保障法学会編『新講座社会保障法1 これからの医療と年金』所収）。

(2) 医療計画における計画間調整の課題について検討した。現在では、医療提供体制の整備に関わる行政計画として、医療計画だけでなく、医療費適正化計画やがん対策推進計画、介護保険事業計画、健康増進計画などが存在する。こうした医療関連計画が規律す

る対象や目的は一部重複するため、計画の策定においては計画間調整の視点から施策の調整、統合を行うことが不可欠である。調整対象となる事項や調整手続のあり方を分析するとともに、医療関連計画の策定期間の調整や、計画策定組織の統一化、関連計画の一体的策定といった視点から計画間調整のあり方について検討を行い、医療計画が関連計画を統括する可能性について分析した（研究成果の一部として「医療関連計画における計画間調整」週刊社会保障 2694 号を公表した）。

（3）医療計画に基づく医療提供体制整備の諸手法についても検討を行った。医療計画が定める各種施策を実現する手法として、法律等に基づく規制、補助金交付等の公的資金助成、行政計画の策定、診療報酬による誘導、特定の機能をもつ医療機関の認定・指定が存在する。

医療計画に基づく医療連携体制の構築や医療機能の集約化といった課題の実現にあたっては、診療報酬や補助金による誘導的な手法が重要となる。国民皆保険体制の下では、診療報酬による誘導が機能する側面が大きく、様々な医療関連施策を遂行する手段として広く活用されてきた。このため、医療体制整備のために補助金による公的資金助成との機能分担の明確化の作業が必要である。このような観点から、医療計画に基づく医療提供体制の実現の手段として診療報酬と補助金の役割に着目して一定の検討を行った（研究成果の一部として「医療提供体制における診療報酬と補助金の役割」週刊社会保障 2634 号を公表した）。

医療提供体制の整備のための多様な手法と医療計画との関連づけを行うためには、これらの手法の構造的な把握という作業が不可欠である。そこで、医療提供体制に関わる各種施策が確保、推進する法的利益という局面に着目し、多様な施策の相互関係と法的統制のあり方について検討する視点を提示した（研究成果の一部として「『医療を受ける者の利益』の多段階的実現」矢嶋ほか編『人権としての社会保障』所収を公表した）。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

①石田道彦、「アメリカにおける医療提供システムの新たな展開—Accountable Care Organization の概要と法的課題」、金沢法学 55 巻 2 号、39-54 頁、2013 年、査読無

②石田道彦、「アメリカの医療保障における財源確保—メディケア、メディケイドの展開」、海外社会保障研究 179 号、51-60 頁、2012 年、査読無

③石田道彦、「書評 島崎謙治著『日本の医療—制度と政策』」、季刊社会保障研究、48 巻 3 号、359-362 頁、2012 年、査読無

④石田道彦、「医療関連計画における計画間調整」、週刊社会保障 2694 号、44-49 頁、2012 年、査読無

⑤石田道彦、「医療提供体制における診療報酬と補助金の役割」、週刊社会保障 2634 号、44-49 頁、査読無、2011 年

⑥石田道彦、「医療提供体制に関わる法制度の変化と課題—医療計画を中心に」、社会保障法 26 号、130-143 頁、2011 年、査読無

⑦石田道彦、「アメリカ医療制度改革の法的論点」、週刊社会保障 2537 号、56-59 頁、2010 年、査読無

〔学会発表〕（計 1 件）

①石田道彦、「医療提供体制に関わる法制度の変化と課題——医療計画を中心に」日本社会保障法学会第 58 回大会シンポジウム「医療制度改革の到達点と今後の課題」、2010 年 10 月 16 日、東京経済大学（東京都）

〔図書〕（計 6 件）

①石田道彦、「『医療を受ける者の利益』の多段階的実現」、矢嶋里絵、田中明彦、石田道彦、高田清恵、鈴木静編『人権としての社会保障』、法律文化社、61-72 頁、2013 年

②石田道彦、「オランダ」、加藤智章編『世界の医療保障』、法律文化社、76-93 頁、2013 年

③石田道彦、「医療提供体制」、日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法 1 これからの医療と年金』、法律文化社、172-191 頁、2012 年

④石田道彦、「医療提供体制における医療計画と情報提供制度の展開」、山田晋、有田謙司、西田和弘、石田道彦、山下昇編『社会法の基本理念と法政策』、法律文化社、187-202 頁、2011 年

⑤石田道彦、「診療報酬・介護報酬の審査支払体制」、河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・

石橋敏郎編『社会保険改革の法理と将来』、
法律文化社、74-81 頁、2010 年

⑥石田道彦、「社会保険の給付事由」、河野正
輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編『社
会保険改革の法理と将来像』、法律文化社、
45-55 頁、2010 年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 道彦 (ISHIDA MICHIIHIKO)
金沢大学・法学系・教授
研究者番号：10295016

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし